

医療法人慧眞会
サングレイス居宅介護支援事業所

重要事項説明書

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田 278 番地 5
TEL018-892-3260
医療法人慧眞会
サングレイス居宅介護支援事業所

重要事項説明書

(令和6年4月1日改訂)

1 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

サングレイス居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。

(二) 運営方針

1. 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう配慮し、支援するものとする。
2. 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的且つ効率的に提供されるよう配慮し支援するものとする。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供するサービスが特定の指定サービス事業所等に偏することのない様、公正中立に行うものとする。
4. 市町村、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等及び指定特定相談事業者等、関係各機関等との連携に努めるものとする。

2 職員の職種、人数、及び職務内容

●管理者（主任介護支援専門員）1名：常勤（介護支援専門員兼務）

管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、介護支援専門員その他の従業者に運営規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

●介護支援専門員1名以上：常勤（ただし、利用者44名以内）

介護支援専門員は、利用者に対して指定居宅介護支援の提供を行い、利用者から委託があった場合には、要介護認定に必要な申請を代行する。

また、市町村の委託があった場合は、要介護認定に係る調査を行う。

3 営業日及び営業時間

国民の祝日及び8月13日、12月30日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。

ただし、緊急の場合は同法人施設へご連絡ください。

介護老人保健施設サングレイス

電話 018-892-3260

※担当介護支援専門員と連絡を取りたいとお話してください。

折り返し担当介護支援専門員よりご連絡します。

4 ケアサービスの提供方法、内容

提供方法は以下の通りです。

1. 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。相談を受ける場所としては、必要時に適切な場所で行うこととする。
3. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。
4. 介護支援専門員は、前号に規定する課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し理解を得る。
5. 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービス種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
6. 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。ただし、末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師又は歯科医師（以下、「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合については担当者への照会などにより意見を求める。
7. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

8. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
9. 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
10. 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
11. 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等又は入院中の医療機関の医師の意見を求め、意見を求めた主治の医師等又は入院中の医療機関の医師に居宅サービス計画書を交付する。
12. 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等又は入院中の医療機関の医師の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等又は入院中の医療機関の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行う。
13. 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者とその趣旨を説明し、理解を得たうえで、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。
14. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにする。
15. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努める。
16. 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
17. 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
18. 介護支援専門員は、居宅サービス計画書に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合に、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を保険者に届ける。

5 内容及び手続の説明及び同意

1. 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に関する理解を得るために、重要事項を記した文書を交付して説明を行う。
2. 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができ、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができることの理解を得、文書により利用者の同意を得る。
 - 1) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス利用は別紙のとおりです。
3. 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当介護支援専門員の指名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう求める。

6 利用料金

居宅サービス計画の作成は、原則として介護保険から負担されますので、利用者の負担はありません。

ただし、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、介護保険から払い戻されます（償還払い）。介護保険料が1年6ヶ月間未払いで給付を受ける事ができない方の場合も、同様に全額負担となります。

(利用料金表)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス 利用料金	10860円	10860円	14110円	14110円	14110円
介護保険 給付額	10860円	10860円	14110円	14110円	14110円
自己負担額	0円	0円	0円	0円	0円

7 通常の事業の実施区域

通常の事業実施区域は大仙市内となります。

8 秘密保持

当事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は利用者の家族の情報を第三者に漏らすことはありません。また、居宅支援完結後及び職員の異動や退職後も同様とします。

ただし、介護サービス利用のため市町村や他の居宅介護支援事業所又は介護サービス提供事業所に提供を行う場合などは、予め同意を得て行います。

9 個人情報の利用目的及び範囲

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される、サービス担当者会議、介護支援専門員とサービス提供事業者との連携を調整等において必要な場合に個人情報を利用いたします。また、利用する際は、必要最小限の提供とし、関係者以外には漏れないよう細心の注意を払います。

10 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市町村に連絡するものとし、記録に残すようにします。また、管理者が必要と認めた場合は警察、行政その他の関係機関へ連絡をとり、対応について指示を仰ぐ事があります。

11 苦情申立の制度

- (1) 利用者からの相談又は苦情等については、常設窓口を設置し対応いたします。他に各市町村、国民健康保険連合会等も苦情受付の窓口になっています。

1) 常設窓口：サングレイス居宅介護支援事業所

窓口担当者：介護支援専門員 若畑千幸

電話：018-892-3260

FAX：018-892-3663

2) 行政機関その他の窓口

○秋田県国民健康保険団体連合会：秋田市山王4丁目2-3

電話 018-883-1550

○大曲仙北広域市町村圏組合

介護保険事務所：大仙市高梨字田茂木10

電話 0187-86-3910

○大仙市高齢者包括支援センター：大仙市大曲花園町1番1号

電話 0187-63-1111

- (2) 苦情等の処理は3日以内に行い、当事者に改善等の事実を確認いたします。
- (3) 再発を防ぐ為、記録を台帳に保管いたします。
- (4) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うために、次のような体制・手順をとります。
 - ア) 苦情があった場合は直ちに当該サービス提供事業所と連絡をとり、当該事業所担当者及び当該事業所管理者から事情を聴取する。
 - イ) 聴取した内容を当事業所管理者に報告する。
 - ウ) 当事業所管理者は、必要があると判断した場合、サービス担当者会議において検討するよう、当事業所担当居宅介護支援専門員に指示する。
 - エ) 担当介護支援専門員は、当該検討内容を当事業所管理者に報告した後、苦情を申出た利用者等に検討内容を知らせる。
 - オ) サービス担当者会議後、苦情について改善されたか確認し、改善がなされていない場合は、当事業所管理者に報告し、国民健康保険連合会や市町村、又は地域包括支援センター等に連絡し、対応を検討する。

1.2 虐待の防止

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (2) 虐待防止のための体制を整備します。
- (3) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

1.3 業務継続計画

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制で、早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、当該計画について周知し、研修・訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的な計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1.4 サービス利用にあたっての禁止事項

利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

15 ハラスメント対策

- (1) 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、医療法人慧眞会が定めた「ハラスメント防止対策に関する基本方針」を遵守し、適切なハラスメント対策を行います。
- (2) ハラスメント相談の窓口は協和病院地域連携室であり、ハラスメント相談には医療法人慧眞会の産業カウンセラーが対応します。

16 職員研修

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障実現していく観点から以下のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 医療、福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させます。

17 身体拘束の禁止

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18 感染症対策

当事業所は事業所内での感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる通り、必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底します。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

19 損害賠償責任

当事業所のサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者が生じた損害について賠償する責任を負います。

ただし、利用者に故意または過失が認められる場合、また当事業所が自己の責に

帰する事由がない場合は損害賠償責任を免れます。

20 提示

提供するサービスの第三者評価の実施状況はありません。

説明日 令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

サングレイス居宅介護支援事業所

説明者職名 氏名 印

本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

同意日 令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名 印

利用者家族または代理人 印

続柄

この重要事項説明書は、利用者への重要事項説明のために作成したものです。本書は2通作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。